

## 鳥取県告示第 396 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年7月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年5月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ワークショップ・アクティブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

足立 薫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎7丁目6-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、在宅で一般企業に心身の状態で就職できない障害者や、就職していても職場の人間関係が原因で退職したり、体調が悪くなり疲労が重なる障害者に対し、障害の状態に合わせた作業を行うことで一般の人から理解してもらおうと共に、障害者の社会的自立と社会参加の促進を図り、作業所に集まる仲間と働く意欲を持つことを目的とする。